

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ワゲン福祉会（以下、「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他役員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常時、法人の業務に従事している役員等（以下、「常勤役員等」という）の報酬等（退職慰労金を除く。）は無報酬とする。ただし、当該業務従事の労務・役務対価として法人から支給される給与については、本規程にいう「報酬等」には含まれないため、これを受けることは妨げられない。

- 2 常勤役員等以外の役員等（以下、「非常勤役員等」という）の報酬等（退職慰労金を除く。）については、その職務執行に応じて、別表に定めるところに従い支給する。
- 3 非常勤役員等の報酬（退職慰労金を除く。）の各年度の総額について下記のとおりとする。
 - (1) 評議員については、各年度の総額が30万円を超えない範囲
 - (2) 理事については、各年度の総額が100万円を超えない範囲
 - (3) 監事については、各年度の総額が50万円を超えない範囲

(費用)

第4条 役員等に第2条3号に定めた費用が発生した場合は、法人は、当該費用を負担する。ただし、役員等が前条各項に定める報酬等の支給対象となる職務に従事した場合に生じた費用については、原則として、当該報酬等に含まれるものとする。

(退職慰労金)

第5条 報酬等のうち、役員等に対する退職慰労金の扱いについては、別途定める規程によることとする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日より施行する。
2. この改定規程は、平成31年2月7日より施行する。ただし、改正第3条第2項及び第4条但書については、平成30年4月1日から始める事業年度中における役員等の職務遂行についても適用する。
3. 令和2年3月6日 改定
4. 令和3年9月30日 改定